

◎新潟県告示第1077号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年10月12日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
訪問介護ステーションいなほ	新潟県南魚沼市浦佐5582番地1	株式会社ユーエイチティーコーポレーション	訪問介護	平成30年8月30日	平成30年9月30日
社会福祉法人見附福祉会龍宮荘	新潟県見附市本明町1694番地	社会福祉法人見附福祉会	訪問介護	平成30年8月20日	平成30年9月30日
つむぎデイサービスセンター	新潟県南魚沼市五郎丸5番地1	社会福祉法人南魚沼福祉会	通所介護	平成30年8月23日	平成30年9月30日
萌気の宿「沙羅の花」	新潟県南魚沼市二日町212番地1	医療法人社団萌気会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成30年8月30日	平成30年9月30日